

議案第7号

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

職員の不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇制度を設けたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項に次の1号を加える。

- (21) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。